

第 I 編

有害大気汚染物質モニタリング調査

1	調査の目的	3
2	調査の概要	3
3	調査地点	3
4	調査方法	8
5	調査結果（ベンゼン等28物質）	9
	表5-1 2024(令和6)年度有害大気汚染物質調査結果総括表 （ベンゼン等優先取組物質21物質及びその他7物質）	17
	図5-1 2024(令和6)年度有害大気汚染物質(ベンゼン等28物質)調査結果	22
	図5-6 物質別の経年変化（環境基準未設定項目）	24
	表5-2 地点別の主な物質間の単相関表（2024（令和6）年度・ベンゼン等）	26
6	調査結果（ダイオキシン類）	27
	表6-1 環境大気中のダイオキシン類調査結果	29
	図6-1 ダイオキシン類の大気への排出量及び大気環境濃度の推移	30
	表6-2 ダイオキシン類排出量（推計値）の推移	30

1 調査の目的

東京の大気中からは、長期間の曝露で健康への影響が懸念される多種多様な有害化学物質が検出されている。

本調査は、大気汚染防止法第18条の44第1項及び第22条第1項並びにダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、東京都内における有害大気汚染物質について、優先取組物質を中心に大気環境の状況を把握・評価し、大気汚染防止対策の推進に資することを目的とする。

2 調査の概要

調査内容の一覧を表2-1に示す。

(1) ベンゼン等28物質

2024(令和6)年度は、ベンゼン等28物質*について、「令和6年度東京都内における有害大気汚染物質測定計画」に基づき、都内の大気汚染常時監視測定局等15地点(うち2地点は自動車排出ガス測定局(自排局))で、月1回調査を行った(表2-1(1))。

*: 28物質は、優先取組物質並びにm,p-キシレン、o-キシレン、エチルベンゼン、スチレン、1,1-ジクロロエタン、四塩化炭素及び水銀である。なお、m,p-キシレンは、m-キシレン及びp-キシレンを示しているが、これらを別々に分析することは難しく両者の合計値しか得ることができないため、1物質として取り扱う。

2019(令和元)年度から八王子市を除く測定局等において、2024(令和6)年度から全測定局等において、六価クロム及びその化合物についても調査を行うこととした。

(2) ダイオキシン類

2024(令和6)年度は、都内の大気汚染常時監視測定局13地点を含む計17地点で、年4回調査を行った(表2-1(2))。

3 調査地点

調査地点の立地状況等の概要を表3-1に、配置を図3-1に示す。

調査は、一般環境大気測定局(一般局)、自排局等の大気汚染常時監視測定局で実施した。ただし、5地点(大田区羽田、葛飾区鎌倉、立川市錦町、町田市大蔵町及び清瀬市下宿)は、大気汚染常時監視測定局以外で実施した。また、八王子市片倉町局及び大楽寺町局の2地点は、八王子市が調査を実施した。

目黒区碑文谷局での調査は、世田谷区役所建替工事の影響を考慮し、2021(令和3)年4月から、世田谷区世田谷局の代替地として実施している。目黒区碑文谷局は、世田谷区世田谷局から約4.5km南東に位置し、調査の継続性は保たれている。

大田区羽田(羽田地域力推進センター)での調査は、2023(令和5)年4月から、大田区東糀谷局の代替地点として実施している。同局が、塗装工事に伴い、2023(令和5)年7月3日から休止となったためである。羽田地域力推進センターは、大田区東糀谷局から約1.1km南に位置し、調査の継続性は保たれている。

町田市大蔵町での調査は、町田市鶴川第二小学校の建替工事を考慮し、2024(令和6)年4月から、町田市能ヶ谷局の代替地点として実施している。町田市大蔵町は、町田市能ヶ谷局から約1.3km西南西に位置し、調査の継続性は保たれている。

江戸川区鹿骨局での調査は、江戸川区立二之江中学校の外壁塗装工の影響を考慮し、2024(令和6)年8月から、江戸川区春江町局の代替地点として実施している。江戸川区鹿骨局は、江戸川区春江町局から約3.2km北北東に位置し、調査の継続性は保たれている。なお、第I編～第IV編の調査結果において、江戸川区鹿骨局の8月以降の調査結果を江戸川区春江町局の調査結果として統合し、記載している。

表2-1 調査内容

注) 調査地点は、5地点(大田区羽田、葛飾区鎌倉、立川市錦町、町田市大蔵町、清瀬市下宿)を除き、大気汚染常時監視測定局である。

(1) ベンゼン等28物質

調査項目 調査地点 (15地点)	優先取組物質																左記以外								調査 時期					
	揮発性有機化合物 (VOCs)												アルデヒド類				重金属等				揮発性有機化合物 (VOCs)*1									
	ベンゼン※	トリクロロエチレン※	テトラクロロエチレン※	ジクロロメタン※	アクリロニトリル**	塩化ビニルモノマー**	クロロホルム**	1,2-ジクロロエタン**	1,3-ジクロロベンゼン**	トルエン	塩化メチル**	酸化エチレン	アセトアルデヒド**	ホルムアルデヒド	ベンゾ[a]ピレン	ニッケル化合物**	ヒ素化合物**	ペリリウム化合物	マンガン化合物**	クロム化合物	六価クロム化合物*2	水銀化合物** *3	キシレン(m,p-キシレン、o-キシレン)	エチルベンゼン		スチレン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素		
一般環境	中央区晴海局*1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2024年 (R6年) 4月		
	国設東京新宿局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		}	
	目黒区碑文谷局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			2025年 (R7年) 3月
	大田区羽田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	板橋区氷川町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	連続		
	練馬区石神井町局*1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24時間	
	足立区西新井局*1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	}		
	江戸川区春江町局*4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			}
	江戸川区鹿骨局*4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	}		
	八王子市片倉町局	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八		}	
	八王子市大楽寺町局	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八	○ ^八			}
	小金井市東町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		}	
東大和市奈良橋局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	}			
京葉道路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		}		
環八通り八幡山局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	}			
榎原局(バックグラウンド)*1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		}		
備考	調査は1997(平成9)年7月開始 ○：東京都が調査した項目 ○ ^八 ：八王子市が調査した項目 ※：環境基準が定められている物質 **：指針値が提示されている物質 (2024年度(令和6年度)時点) *1：「東京都有害大気汚染物質モニタリング検討会」報告書(平成11年3月)に基づき、1999(平成11)年度から都独自項目及び4地点を追加 *2：塩化メチルは2011(平成23)年度に追加。六価クロム化合物は、東京都調査分は2019(令和元)年度に、八王子市調査分は2024(令和6)年度に追加 *3：水銀化合物は2018(平成30)年度に優先取組物質から除外 *4：4月から7月まで江戸川区春江町で、8月から3月まで江戸川区鹿骨で調査を実施																													

(2) ダイオキシン類

調査地点 (17地点)	調査項目	調査時期及び回数	
一般環境	中央区晴海局、大田区羽田、世田谷区世田谷局、 板橋区氷川町局、練馬区石神井町局、足立区西新井局、葛飾区鎌倉、 江戸川区春江町局、八王子市片倉町局、八王子市大楽寺町局、立川市錦町、 町田市大蔵町、小金井市東町局、福生市本町局、東大和市奈良橋局、 清瀬市下宿、西多摩郡榎原局	・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs) 13種類 ・ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs) 16種類 ・コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs) 12種類	季節毎に1回、年4回 連続1週間(168時間)

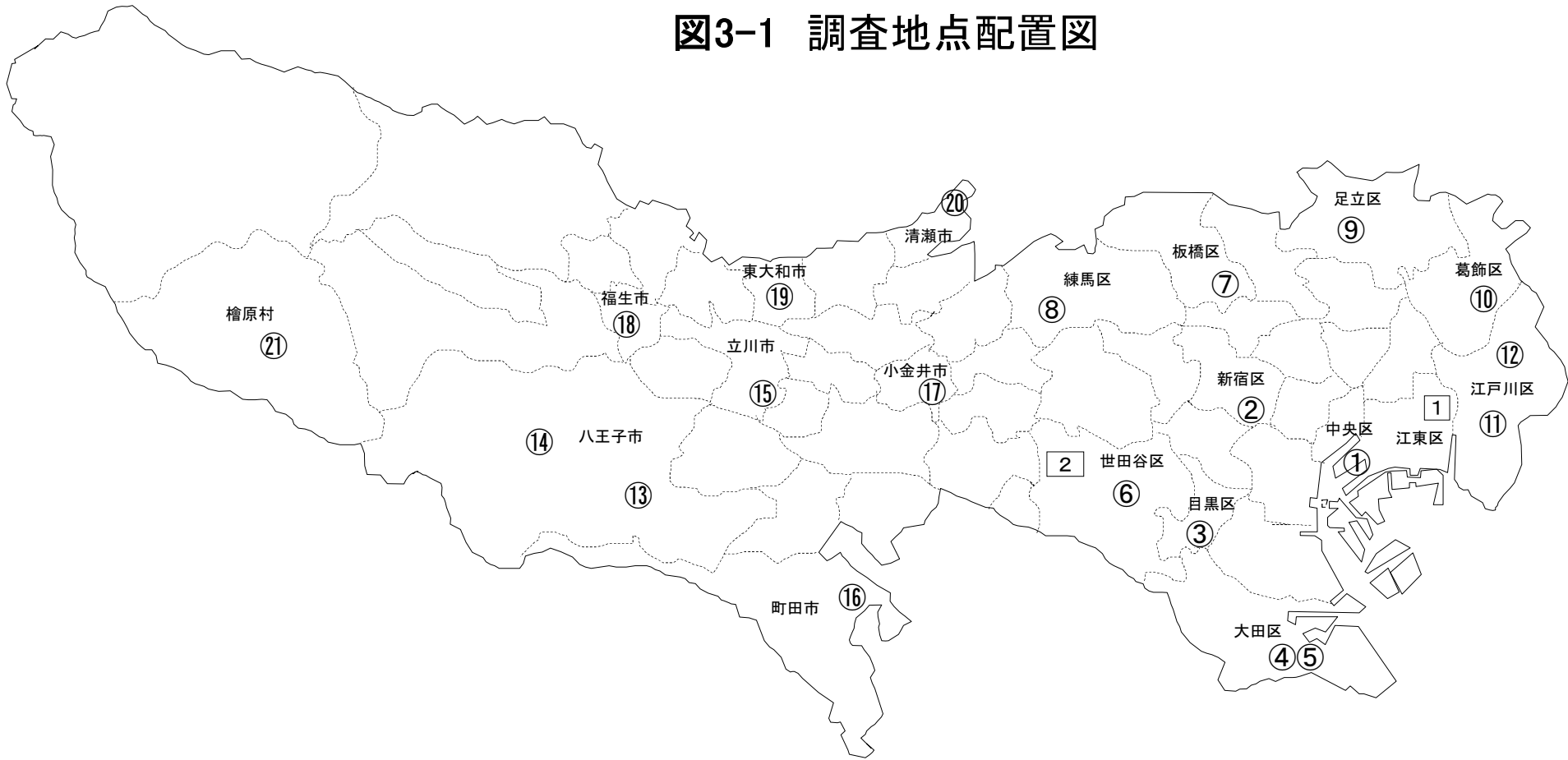
表3-1 調査地点の状況

区分	区 部 一 般 環 境											
調査地点 (測定局)	中央区 晴海局	国設東京 新宿局	目黒区 碑文谷局	大田区 東糀谷局	大田区 羽田	世田谷区 世田谷局	板橋区 氷川町局	練馬区 石神井町局	足立区 西新井局	葛飾区 鎌倉	江戸川区 春江町局	江戸川区 鹿骨局
場 所	環境局 晴海分室	新宿御苑	目黒区立 第八中学校	大田区糀 谷・羽田地 域庁舎	羽田地域力 推進セン ター	世田谷区 役所	板橋区立板 橋第一小学 校	都立石神 井公園	区立西新井 第一小学校	区立鎌倉 図書館	区立二之江 中学校	東京都農林総 合研究セン ター江戸川分 場
所在地	中央区 晴海 3-6-1	新宿区 内藤町 11	目黒区 碑文谷 4-19-25	大田区 東糀谷 1-21-15	大田区 羽田 1-18-13	世田谷区 世田谷 4-21-27	板橋区 氷川町 13-1	練馬区 石神井町 5-21	足立区 西新井 6-21-3	葛飾区 鎌倉 2-4-5	江戸川区 春江町 5-3-3	江戸川区鹿 骨 1-15-1
用途地域	準工業	住居	住居	準工業	準工業	住居	住居	住居	住居	住居	住居	住居
採取場所	地上	屋上	屋上	屋上	屋上	屋上	地上	地上	地上	屋上	屋上	地上
採取高さ(m)	1.5	3.5*	17.5	12	13.5	19.2	1.5	1.5	1.5	10	7.2	1.5
調査項目	ベンゼン等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダイオキシン類	○			○	○	○	○	○	○	○	

*: ハイボリウムエアサンプル採取は 1.5m

区分	多 摩 部 一 般 環 境								バックグラウンド		沿 道	
調査地点 (測定局)	八王子市 片倉町局	八王子市 大楽寺町局	立川市 錦町	町田市 大蔵町	小金井市 東町局	福生市 本町局	東大和市 奈良橋局	清瀬市 下宿 (したじゅく)	西多摩郡 檜原大気 測定所	京葉道路 亀戸局	環八通り 八幡山局	
場 所	市立由井 中学校	八王子市 元八王子事 務所	東京都 立川合同 庁舎	町田市 鶴川市民 センター	小金井市 野川ク リーンセ ンター	福生市役 所	市立第一 小学校	下宿地域市 民センター	榎里コミュ ニティーセ ンター	都営亀戸 七丁目住 宅	都営八幡山 アパート	
所在地	八王子市 片倉町 553	八王子市 大楽寺町 419	立川市 錦町 4-6-3	町田市 大蔵町 1981-4	小金井市 東町 1-7-19	福生市 本町 5	東大和市 奈良橋 4-573	清瀬市 下宿 2-524-1	西多摩郡 檜原村字 榎里4331-1	江東区 亀戸 7-42-17	世田谷区 粕谷 2-19	
用途地域	住居	住居	住居	住居	住居	商業	住居	住居	その他	商業	住居	
採取場所	屋上	屋上	屋上	屋上	地上	屋上	地上	屋上	地上	地上	地上	
採取高さ(m)	4.0	6.0	16	13.5	3	12	1.5	10	3.7	1.5	1.5	
調査項目	ベンゼン等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○	○	○			

図3-1 調査地点配置図



調査地点名	ベン ゼン 等	ダ イ キ ン 類	調査地点名	ベン ゼン 等	ダ イ キ ン 類	調査地点名	ベン ゼン 等	ダ イ キ ン 類	調査地点名	ベン ゼン 等	ダ イ キ ン 類
①中央区晴海局	○	○	⑦板橋区水川町局	○	○	⑬八王子市片倉町局	○	○	⑱福生市本町局		○
②国設東京新宿局	○		⑧練馬区石神井町局	○	○	⑭八王子市大楽寺町局	○	○	⑲東大和市奈良橋局	○	○
③目黒区碑文谷局	○		⑨足立区西新井局	○	○	⑮立川市錦町		○	⑳清瀬市下宿 (したじゅく)		○
④大田区東糀谷局		○	⑩葛飾区鎌倉		○	⑯町田市大蔵町		○	㉑檜原大気測定所	○	○
⑤大田区羽田	○		⑪江戸川区春江町局	○	○	⑰小金井市東町局	○	○	①京葉道路亀戸局 (沿道)	○	
⑥世田谷区世田谷局		○	⑫江戸川区鹿骨局	○					②環八通り八幡山局 (沿道)	○	

4 調査方法

調査方法は表4-1のとおりである。

ダイオキシン類を除く有害大気汚染物質については、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（環境省：平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」に準拠するとともに、「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局環境管理課：平成31年3月）」に従って、24時間連続で試料採取を行い、測定した。

表4-1 調査方法

区分	調査項目		採取・分析法
優先 取 組 物 質	揮発性有機化合物	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロロホルム 1,2-ジクロロエタン 1,3-ブタジエン トルエン 塩化メチル	キャニスタ捕集 ガスクロマトグラフ質量分析法
		酸化エチレン	固相反応捕集 ガスクロマトグラフ質量分析法
	アルデヒド類	アセトアルデヒド ホルムアルデヒド	DNPH捕集管捕集 高速液体クロマトグラフ法
	多環芳香族 炭化水素	ベンゾ[a]ピレン	ハイポリウムエアサンプラ捕集 高速液体クロマトグラフ法
	重金属類	ニッケル化合物 ベリリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物 クロム及びその化合物 ヒ素及びその化合物	ハイポリウムエアサンプラ捕集 誘導結合プラズマ質量分析法
		六価クロム化合物	アルカリ含浸フィルタ捕集 イオンクロマトグラフ-ポスト カラム吸光光度法(※)
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-p-ラジキシン(PCDDs) ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs) コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)	ハイポリウムエアサンプラ捕集 ガスクロマトグラフ質量分析法	
上 記 以 外	揮発性有機化合物	m, p-キシレン o-キシレン エチルベンゼン スチレン 1,1-ジクロロエタン 四塩化炭素	キャニスタ捕集 ガスクロマトグラフ質量分析法
	重金属類	水銀及びその化合物	金アマルガム捕集 加熱気化冷原子吸光法

※六価クロム化合物の測定方法としては、有害大気汚染物質等測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局環境管理課：平成31年3月）に追加されたが、現時点における最新の科学的知見に基づき示されたため、他物質の測定方法と比して大きな誤差を含み得ることに留意が必要である。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気の大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（環境省：平成13年5月21日環管総第145号）」に準拠するとともに、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（環境省水・大気環境局総務課、大気環境課：令和4年3月）」に従い、168時間（1週間）連続で試料採取を行い、測定した。

調査方法の詳細については、第VI編参考資料に示す。

5 調査結果（ベンゼン等28物質）

2024（令和6）年度の測定地点別の年平均濃度を表5-1（17～21ページ）に示す。

採取状況の詳細、各月ごとの物質別及び地点別調査結果は、第II編（31ページ～）に示す。また、調査を開始した1997（平成9）年度以降の地域ごとの年平均濃度を図5-2から5-5まで（環境基準設定項目）及び図5-6（環境基準未設定項目）に示す。なお、地点ごとの年平均濃度の経年変化については、経年報として第III編（93ページ～）にまとめた。

結果の概要

(1) 環境基準設定物質

① ベンゼン

ア 年平均値と環境基準の適合状況

都内一般環境の年平均濃度は、 $0.70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。地点ごとに見ると、 $0.60 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （練馬区石神井町）から $0.91 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （大田区羽田）までの範囲にあった。沿道（自排局、江東区内の京葉道路亀戸（以下「亀戸」という。）及び世田谷区内の環八通り八幡山（以下「八幡山」という。))の年平均濃度は、 $0.71 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （亀戸）、 $0.72 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八幡山）であった。

また、2003（平成15）年度までは環境基準未達成の地点があったことから、濃度が高いと推定された沿道2地点で、2005（平成17）年6月から補完調査を実施し、環境基準の達成状況を確認している。2023（令和5）年度の年平均濃度は、甲州街道大原が $0.92 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、中山道大和町が $0.91 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、いずれも環境基準を下回っている（第IV編（117ページ～）参照）。

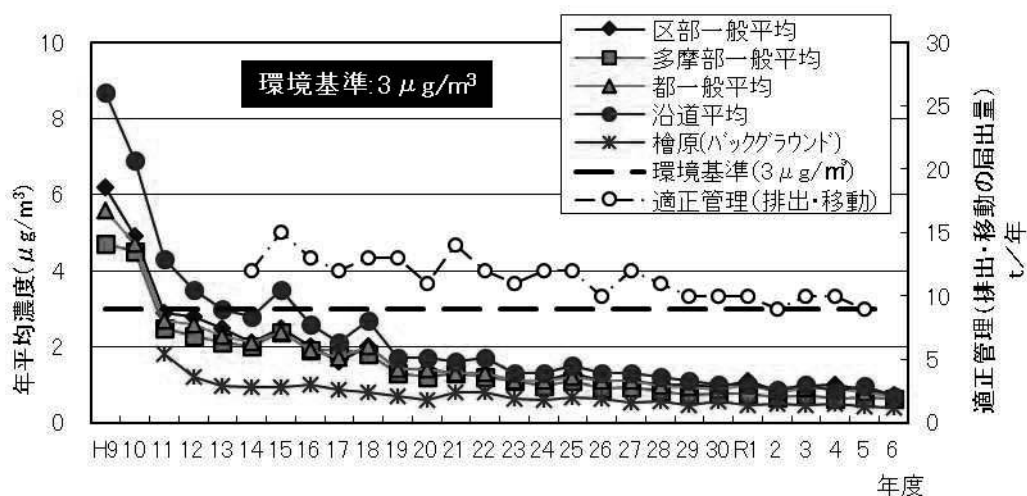


図5-2 ベンゼンの経年変化

イ 経年変化

年平均濃度の経年変化を図5-2に示す。モニタリング開始当初は多くの地点で環境基準の $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過していたが、2004(平成16)年度以降は全地点で環境基準を達成している。近年の年平均濃度は、一般環境、沿道ともにほぼ横ばい傾向にあった。

なお、環境確保条例の化学物質の適正管理制度に基づく排出量・移動量は減少傾向にある。

② トリクロロエチレン

ア 年平均値と環境基準の適合状況

一般環境及び沿道の各地点で、年平均濃度は環境基準 ($130 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を大幅に下回った。

一般環境の都内年平均濃度は $0.74 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。地点ごとに見ると、 $0.29 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (八王子市大楽寺町) から $1.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (大田区羽田) までの範囲にあった。沿道の年平均濃度は、 $1.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (亀戸) 及び $0.44 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (八幡山) であった。

イ 経年変化

年平均濃度の経年変化を図5-3に示す。モニタリング開始当初から、全地点で環境基準を達成している。また、近年の年平均濃度は、一般環境及び沿道で横ばいの傾向にあった。

なお、環境確保条例の化学物質の適正管理制度に基づく排出量・移動量は昨年度からわずかに増加しているが、全体的には減少傾向にある。

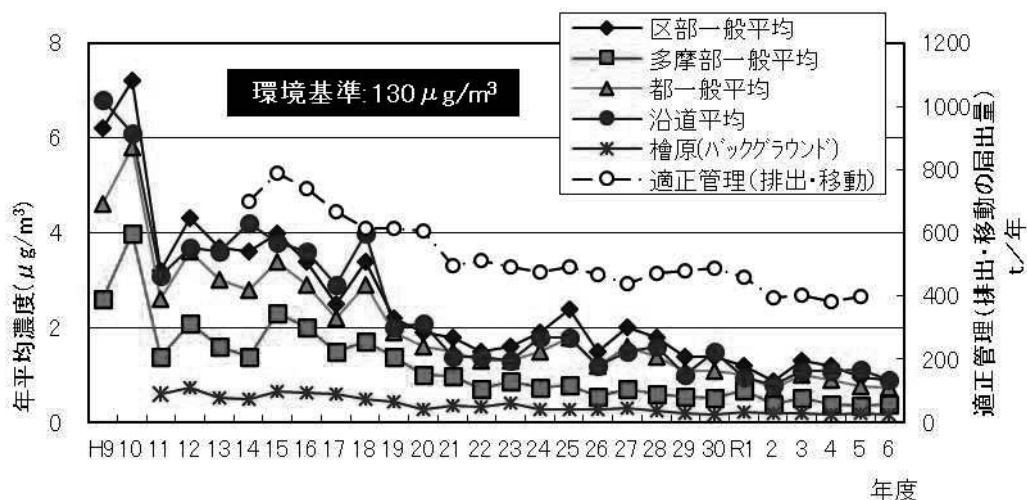


図5-3 トリクロロエチレンの経年変化

③ テトラクロロエチレン

ア 年平均値と環境基準の適合状況

一般環境及び沿道の各地点で、年平均濃度は環境基準 ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を大幅に下回った。

一般環境の都内年平均濃度は、 $0.15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。地点ごとに見ると、 $0.05 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (八王子市片倉町) から $0.44 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (足立区西新井) までの範囲にあった。沿道の年平均濃度は、 $0.17 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (亀戸) 及び $0.12 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (八幡山) であった。

イ 経年変化

年平均濃度の経年変化を図5-4に示す。モニタリング開始当初から、全地点で環境基準を達成している。また、近年の年平均濃度は、一般環境及び沿道で横ばい傾向にあった。

なお、環境確保条例の化学物質の適正管理制度に基づく排出量・移動量は減少傾向にある。

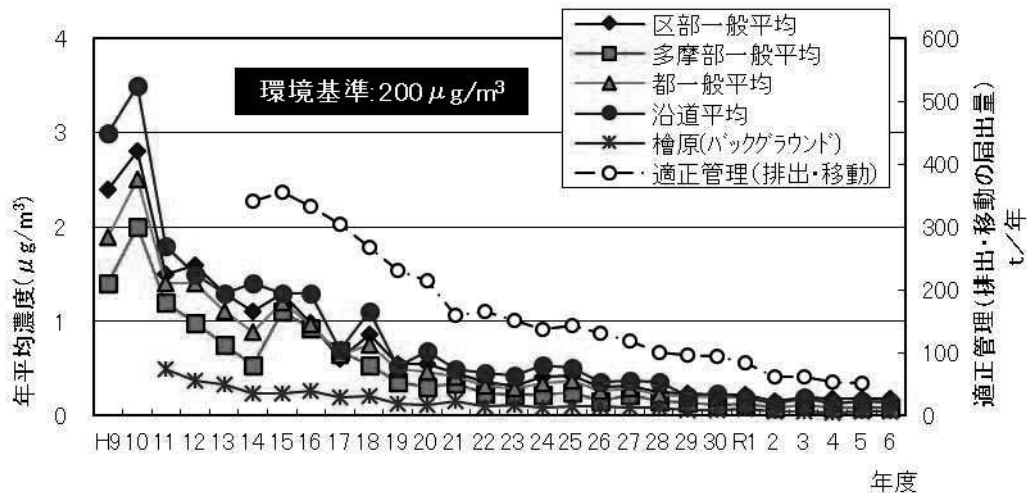


図5-4 テトラクロロエチレンの経年変化

④ ジクロロメタン

ア 年平均値と環境基準の適合状況

一般環境及び沿道の各地点で、年平均濃度は環境基準（ $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大幅に下回った。

一般環境の都内年平均濃度は $2.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。地点ごとに見ると、 $1.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八王子市片倉町及び八王子市大楽寺町）から $3.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （板橋区氷川町）までの範囲にあった。

沿道の年平均濃度は、 $1.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （亀戸）及び $1.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八幡山）であった。

イ 経年変化

年平均濃度の経年変化を図5-5に示す。モニタリング開始当初から、全地点で環境基準を達成している。また、近年の年平均濃度は、多摩部一般環境では横ばい傾向にあるが、区部一般環境及び沿道ではやや増加傾向にある。

なお、環境確保条例の化学物質の適正管理制度に基づく排出量・移動量は減少傾向にある。

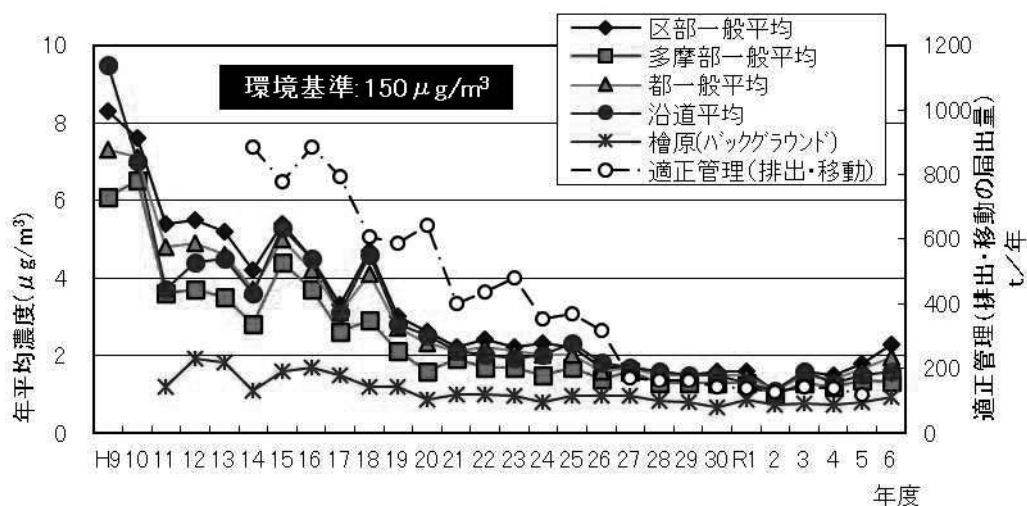


図5-5 ジクロロメタンの経年変化

(2) 環境省指針値設定物質

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（平成7年9月20日付け諮問第24号）」に対し、環境基準が定められていない物質について、中央環境審議会は指針となる数値（指針値）を順次答申している。

物質名	指針値（年平均値）	備考
アクリロニトリル	2 μg/m ³ 以下	2003(平成15)年7月31日 中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」
塩化ビニルモノマー	10 μg/m ³ 以下	
水銀及びその化合物	0.04 μgHg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	0.025 μgNi/m ³ 以下	
クロロホルム	18 μg/m ³ 以下	2006(平成18)年11月8日 同第八次答申
1,2-ジクロロエタン	1.6 μg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	2.5 μg/m ³ 以下	
ヒ素及びその化合物	6ngAs/m ³ 以下	2010(平成22)年10月15日同第九次答申
マンガン及びその化合物	0.14 μgMn/m ³ 以下	2014(平成26)年4月30日同第十次答申
塩化メチル	94 μg/m ³ 以下	2020(令和2)年8月20日同第十二次答申
アセトアルデヒド	120 μg/m ³ 以下	

① アクリロニトリル

一般環境及び沿道の年平均濃度は、検出下限値（0.02 μg/m³）未満（八王子市片倉町及び八王子市大楽寺町）から 0.29 μg/m³（大田区羽田）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（2 μg/m³）を下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、検出下限値から定量下限値付近の極めて低い濃度で推移している。

② 塩化ビニルモノマー

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.02 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八王子市片倉町外3地点）から $0.29 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （大田区羽田）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大幅に下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、検出下限値から定量下限値付近の極めて低い濃度で推移していたが、一般環境及び沿道で微増した。

③ 水銀及びその化合物

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $1.4 \text{ngHg}/\text{m}^3$ （八王子市片倉町及び八王子市大楽寺町）から $5.7 \text{ngHg}/\text{m}^3$ （小金井市東町）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ $40 \text{ngHg}/\text{m}^3$ （ $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ ））を大幅に下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

④ ニッケル化合物

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $1 \text{ngNi}/\text{m}^3$ （練馬区石神井町、八王子市大楽寺町、小金井市東町、東大和市奈良橋及び八幡山）から $3 \text{ngNi}/\text{m}^3$ （大田区羽田）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ $25 \text{ngNi}/\text{m}^3$ ）を下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑤ クロロホルム

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.14 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八王子市大楽寺町）から $0.26 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （小金井市東町）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大幅に下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑥ 1,2-ジクロロエタン

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.09 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八王子市片倉町及び八王子市大楽寺町）から $0.16 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （中央区晴海）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑦ 1,3-ブタジエン

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （練馬区石神井町）から $0.14 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （大田区羽田）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑧ ヒ素及びその化合物

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.34 \text{ngAs}/\text{m}^3$ （練馬区石神井町）から $0.67 \text{ngAs}/\text{m}^3$ （亀戸）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ $6 \text{ngAs}/\text{m}^3$ ）を下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑨ マンガン及びその化合物

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 6ngMn/m^3 （練馬区石神井町）から 17ngMn/m^3 （国設東京新宿）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ 140ngMn/m^3 （ $0.14\mu\text{gMn/m}^3$ ））を下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、微減傾向にあった。

⑩ 塩化メチル（クロロメタン）

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $1.4\mu\text{g/m}^3$ （中央区晴海外11か所）から $1.6\mu\text{g/m}^3$ （八王子市片倉町）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ $94\mu\text{g/m}^3$ ）を大幅に下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑪ アセトアルデヒド

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $2.2\mu\text{g/m}^3$ （江戸川区春江町及び八王子市片倉町）から $4.0\mu\text{g/m}^3$ （大田区羽田）までの範囲にあり、全ての地点で指針値（ $120\mu\text{g/m}^3$ ）を大幅に下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

(3) 環境基準及び指針値が未設定の物質

① ホルムアルデヒド

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $2.1\mu\text{g/m}^3$ （八王子市大楽寺町）から $5.5\mu\text{g/m}^3$ （国設東京新宿及び大田区羽田）までの範囲にあった。なお、バックグラウンド（檜原局）を含む全ての地点で、米国環境保護庁が設定した値（ $0.8\mu\text{g/m}^3$ 、表5-1下欄参照）を上回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、微増傾向にあった。

② 酸化エチレン

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.053\mu\text{g/m}^3$ （八王子市片倉町）から $0.073\mu\text{g/m}^3$ （中央区晴海及び大田区羽田）までの範囲にあった。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

③ ベンゾ[a]ピレン

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 0.03ng/m^3 （練馬区石神井町）から 0.07ng/m^3 （亀戸及び八幡山）までの範囲にあり、全ての地点でWHO欧州地域事務局が設定したガイドライン値（ 0.12ng/m^3 ）を下回っていた。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

④ トルエン

中央環境審議会の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」を受け、2012(平成24)年度より優先取組物質に指定された物質であるが、都では1999(平成11)年度から調査を行っている。

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $3.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八王子市大楽寺町）から $8.5 \text{g}/\text{m}^3$ （足立区西新井）までの範囲にあった。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑤ ベリリウム及びその化合物

一般環境及び沿道の年平均濃度は、全ての地点で検出下限値（ $0.02 \text{ng}/\text{m}^3$ ）未満であった。米国環境保護庁等が設定した値（ $4 \text{ng}/\text{m}^3$ ）と比較して非常に低く、この傾向は継続している。

⑥ クロム及びその化合物

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $1.2 \text{ng}/\text{m}^3$ （八王子市大楽寺町）から $4.8 \text{ng}/\text{m}^3$ （大田区羽田）までの範囲にあった。

年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑦ 六価クロム化合物

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.05 \text{ng}/\text{m}^3$ （八幡山）から $0.13 \text{ng}/\text{m}^3$ （板橋区氷川町）までの範囲にあった。

年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑧ キシレン

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八王子市大楽寺町）から $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （大田区羽田及び足立区西新井）までの範囲にあった。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑨ エチルベンゼン

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.68 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八王子市大楽寺町）から $1.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （足立区西新井）までの範囲にあった。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑩ スチレン

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.06 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八王子市大楽寺町）から $0.26 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （板橋区氷川町）までの範囲にあった。

近年の年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。

⑪ 四塩化炭素

一般環境及び沿道の年平均濃度は、 $0.49 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （八王子市片倉町及び八王子市大楽寺町）

から $0.65 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （国設東京新宿）までの範囲にあった。

年平均濃度の経年変化は、一般環境及び沿道で、ほぼ横ばいであった。オゾン層破壊の原因物質のため、1996(平成8)年に原則として製造が禁止され、使用も制限されているものの、大気中での寿命が長いことが原因である。

⑫ 1,1-ジクロロエタン

一般環境及び沿道の年平均濃度は、全ての地点で検出下限値 ($0.02 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満であった。過去の測定でも検出下限値未満が続いている。

(4) 地点別濃度比較 (表5-1(1)～(4)：17～21ページ、図5-1(1)～(7)：22～23ページ、表5-2：26ページ、第Ⅱ編[資料1-2]：41ページ)

① 各地点と一般環境平均値との比較

各地点の年平均値を一般環境の年平均値と比較したところ、高濃度（前者が後者の2倍以上）を示した物質（及び地点）は、トリクロロエチレン（大田区羽田）、テトラクロロエチレン（足立区西新井）、アクリロニトリル（大田区羽田及び八幡山）、塩化ビニルモノマー（中央区晴海及び大田区羽田）、1,3-ブタジエン（大田区羽田）、並びに水銀及びその化合物（小金井市東町）であった。

② 区部一般環境とバックグラウンドとの比較

区部一般環境とバックグラウンドである檜原局の年平均濃度を、主な物質について比較してみると、ベンゼン1.8倍（前年度2.0倍）、トリクロロエチレン5.4倍（前年度5.3倍）、テトラクロロエチレン4.8倍（前年度3.6倍）、ジクロロメタン2.5倍（前年度2.3倍）、トルエン4.1倍（前年度4.6倍）、キシレン3.9倍（前年度4.7倍）となった。

2024（令和6）年度は区部一般環境とバックグラウンドの年平均濃度の差は前年と同程度であり、経年報1-2図より、長期的には差は小さくなりつつあることがわかる。

③ 地点別の主な揮発性有機化合物の相関関係

各地点におけるベンゼン等VOC6物質の濃度の単相関表を、表5-2(26ページ)に示す。板橋区氷川町、練馬区石神井町、江戸川区春江町及び亀戸は、VOC6物質についていずれも相関が高かった。

例年に比べると足立区西新井及び八幡山のVOC6物質の相関が低かった。今までとは傾向が違うので周囲の状況に何らかの変化があった可能性が高いが、原因は不明である。今後とも継続していくのかは現時点では不明であり、経過を注視していく必要がある。

表5-1 2024(令和6)年度有害大気汚染物質調査結果総括表
(ベンゼン等優先取組物質21物質及びその他7物質)

(1) 揮発性有機化合物

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定地点 (局)		ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	アクリロ ニトリル	塩化ビニル モノマー
区 部 一 般	中央区 晴海	0.78	0.63	0.13	3.1	0.09	0.26
	国設東京 新宿	0.72	0.62	0.16	1.7	0.06	0.19
	目黒区 碑文谷	0.76	0.50	0.15	1.6	0.08	0.24
	大田区 羽田	0.91	1.7	0.12	1.8	0.29	0.29
	板橋区 氷川町	0.70	0.81	0.15	3.7	0.06	0.07
	練馬区 石神井町	0.60	0.74	0.20	1.8	0.04	0.06
	足立区 西新井	0.71	1.4	0.44	2.9	0.07	0.06
	江戸川区 春江町	0.68	0.85	0.14	1.7	0.04	0.19
	区部一般環境 平均 (令和5年度平均)	0.73 (0.86)	0.91 (0.96)	0.19 (0.18)	2.3 (1.8)	0.09 (0.13)	0.17 (0.04)
多 摩 一 般	八王子市 片倉町	0.63	0.31	0.05	1.1	<0.02	0.02
	八王子市 大楽寺町	0.61	0.29	0.10	1.1	<0.02	0.02
	小金井市 東町	0.61	0.44	0.12	1.6	0.04	0.05
	東大和市 奈良橋	0.65	0.51	0.08	1.4	0.05	0.04
	多摩部一般環境 平均 (令和5年度平均)	0.63 (0.68)	0.39 (0.37)	0.09 (0.08)	1.3 (1.4)	0.03 (0.05)	0.03 (<0.02)
都一般環境 平均 (令和5年度平均)		0.70 (0.80)	0.74 (0.76)	0.15 (0.15)	2.0 (1.6)	0.07 (0.10)	0.13 (0.03)
沿 道	京葉道路 亀戸	0.71	1.3	0.17	1.7	0.06	0.17
	環八通り 八幡山	0.72	0.44	0.12	1.5	0.14	0.05
	沿道 平均 (令和5年度平均)	0.71 (0.98)	0.90 (1.1)	0.14 (0.16)	1.6 (1.5)	0.10 (0.17)	0.11 (0.06)
檜原 (バックグラウンド) (令和5年度平均)		0.40 (0.43)	0.17 (0.18)	0.04 (0.05)	0.93 (0.79)	<0.02 (<0.04)	0.02 (<0.02)
基準値等		環境基準 3	環境基準 130	環境基準 200	環境基準 150	指針値 2	指針値 10
定量下限値		0.04	0.09	0.11	0.07	0.06	0.05
検出下限値		0.02	0.03	0.04	0.02	0.02	0.02

注1) 測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として、年平均値を計算した。

注2) 結果は、有効数字2桁で表示。ただし、下限値の桁までとした。

注3) 測定機器の変更等により、定量下限値及び検出下限値が、前年度とは異なる物質がある。

注4) 指針値 (環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

注5) 地域別等の平均値は、当該地域の全測定値の平均であるため、各地点の年平均値を平均したものとは異なる場合がある。

注6) 江戸川区春江町は、8月以降の江戸川区鹿骨の結果を含めた年平均値である。

揮発性有機化合物（続き）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定地点（局）		クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	酸化エチレン	塩化メチル	トルエン
区 部 一 般	中央区 晴海	0.21	0.16	0.08	0.073	1.4	4.6
	国設東京 新宿	0.22	0.15	0.06	0.066	1.4	5.6
	目黒区 碑文谷	0.22	0.14	0.07	0.069	1.4	5.4
	大田区 羽田	0.19	0.13	0.14	0.073	1.4	5.5
	板橋区 氷川町	0.22	0.13	0.07	0.065	1.4	7.3
	練馬区 石神井町	0.19	0.13	0.04	0.058	1.4	5.3
	足立区 西新井	0.19	0.12	0.07	0.069	1.4	8.5
	江戸川区 春江町	0.17	0.13	0.05	0.064	1.4	6.4
	区部一般環境 平均 （令和5年度平均）	0.20 (0.23)	0.14 (0.12)	0.07 (0.15)	0.067 (0.072)	1.4 (1.4)	6.1 (6.5)
多 摩 部 一 般	八王子市 片倉町	0.16	0.09	0.05	0.053	1.6	3.5
	八王子市 大楽寺町	0.14	0.09	0.05	0.063	1.5	3.2
	小金井市 東町	0.26	0.14	0.05	0.058	1.4	4.5
	東大和市 奈良橋	0.17	0.13	0.05	0.055	1.4	5.8
	多摩部一般環境 平均 （令和5年度平均）	0.18 (0.19)	0.11 (0.10)	0.05 (0.07)	0.057 (0.053)	1.4 (1.4)	4.2 (4.5)
都一般環境 平均 （令和5年度平均）		0.19 (0.22)	0.13 (0.11)	0.06 (0.13)	0.064 (0.066)	1.4 (1.4)	5.5 (5.8)
沿 道	京葉道路 亀戸	0.18	0.14	0.06	0.069	1.4	6.0
	環八通り 八幡山	0.19	0.14	0.07	0.067	1.4	4.7
	沿道 平均 （令和5年度平均）	0.18 (0.21)	0.14 (0.12)	0.07 (0.16)	0.068 (0.070)	1.4 (1.4)	5.4 (6.2)
檜原（バックグラウンド） （令和5年度平均）		0.15 (0.17)	0.13 (0.12)	<0.02 (0.03)	0.037 (0.038)	1.2 (1.2)	1.5 (1.4)
基準値等		指針値 18	指針値 1.6	指針値 2.5	—	指針値 94	—
定量下限値		0.09	0.06	0.05	0.010	0.05	0.06
検出下限値		0.03	0.02	0.02	0.003	0.02	0.02

注1) 測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として、年平均値を計算した。

注2) 結果は、有効数字2桁で表示。ただし、下限値の桁までとした。

注3) 測定機器の変更等により、定量下限値及び検出下限値が、前年度とは異なる物質がある。

注4) 指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

注5) 地域別等の平均値は、当該地域の全測定値の平均であるため、各地点の年平均値を平均したものとは異なる場合がある。

注6) 江戸川区春江町は、8月以降の江戸川区鹿骨の結果を含めた年平均値である。

(2) アルデヒド類、ベンゾ[a]ピレン

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$; ベンゾ[a]ピレン: ng/m^3)

測定地点 (局)		アセト アルデヒド	ホルム アルデヒド	ベンゾ[a] ピレン
区 部 一 般	中央区 晴海	2.3	3.8	0.06
	国設東京 新宿	3.4	5.5	0.06
	目黒区 碑文谷	3.1	4.5	0.06
	大田区 羽田	4.0	5.5	0.06
	板橋区 氷川町	3.2	4.4	0.04
	練馬区 石神井町	2.3	3.6	0.03
	足立区 西新井	2.6	3.7	0.06
	江戸川区 春江町	2.2	3.4	0.06
	区部一般環境 平均 (令和5年度平均)	2.9 (3.5)	4.3 (3.0)	0.05 (0.11)
多 摩 一 般	八王子市 片倉町	2.2	3.0	0.04
	八王子市 大楽寺町	2.4	2.1	0.04
	小金井市 東町	3.2	4.7	0.05
	東大和市 奈良橋	2.7	3.8	0.04
	多摩部一般環境 平均 (令和5年度平均)	2.6 (2.9)	3.4 (2.7)	0.04 (0.07)
都一般環境 平均 (令和5年度平均)		2.8 (3.3)	4.0 (2.9)	0.05 (0.10)
沿 道	京葉道路 亀戸	2.3	4.0	0.07
	環八通り 八幡山	3.7	5.4	0.07
	沿道 平均 (令和5年度平均)	3.0 (3.2)	4.7 (2.9)	0.07 (0.15)
檜原 (バックグラウンド) (令和5年度平均)		2.0 (1.8)	2.2 (1.4)	0.04 (0.05)
基準値等		指針値 120	* 0.8	** 0.12
定量下限値		0.8	0.8	0.05
検出下限値		0.3	0.3	0.02

注1) 測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として、年平均値を計算した。

注2) 結果は、有効数字2桁で表示。ただし、下限値の桁までとした。

注3) 表中の 指針値 (環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

* 基準参考値 (U. S. EPA 発がん性のユニットリスク 10^{-5} レベルの換算値)

** 基準参考値 (WHO欧州地域事務局のガイドライン値)

注4) 地域別等の平均値は、当該地域の全測定値の平均であるため、各地点の年平均値を平均したものとは異なる場合がある。

注5) 江戸川区春江町は、8月以降の江戸川区鹿骨の結果を含めた年平均値である。

(3) 重金属類

(単位:ng/m³)

測定地点 (局)		ニッケル 化合物	ヒ素及び その化合物	ベリリウム及び その化合物	マンガン及び その化合物	クロム及び その化合物	六価クロム 化合物	水銀及び その化合物
区 部 一 般	中央区 晴海	2	0.63	<0.02	15	2.8	0.09	1.6
	国設東京 新宿	2	0.62	<0.02	17	2.8	0.07	1.7
	目黒区 碑文谷	2	0.59	<0.02	13	3.0	0.07	1.7
	大田区 羽田	3	0.53	<0.02	16	4.8	0.10	1.7
	板橋区 氷川町	2	0.48	<0.02	10	2.7	0.13	1.8
	練馬区 石神井町	1	0.34	<0.02	6	2.4	0.06	1.7
	足立区 西新井	2	0.52	<0.02	10	3.1	0.09	1.7
	江戸川区 春江町	2	0.59	<0.02	12	3.4	0.07	1.5
	区部一般環境 平均 (令和5年度平均)	2 (3)	0.54 (0.67)	<0.02 (<0.02)	12 (20)	3.1 (5.4)	0.09 (0.08)	1.7 (1.7)
多 摩 一 般	八王子市 片倉町	2	0.53	<0.02	11	1.7	0.08	1.4
	八王子市 大楽寺町	1	0.54	<0.02	7	1.2	0.06	1.4
	小金井市 東町	1	0.58	<0.02	10	1.9	0.06	5.7
	東大和市 奈良橋	1	0.58	<0.02	12	1.7	0.06	1.8
	多摩部一般環境 平均 (令和5年度平均)	1 (1)	0.56 (0.64)	<0.02 (<0.02)	10 (16)	1.6 (2.3)	0.06 (0.06)	2.5 (2.4)
都一般環境 平均 (令和5年度平均)	2 (2)	0.54 (0.66)	<0.02 (<0.02)	12 (19)	2.6 (4.3)	0.08 (0.08)	2.0 (1.9)	
沿 道	京葉道路 亀戸	2	0.67	<0.02	15	3.7	0.08	1.7
	環八通り 八幡山	1	0.62	<0.02	14	3.3	0.05	1.6
	沿道 平均 (令和5年度平均)	2 (3)	0.65 (0.80)	<0.02 (<0.02)	14 (24)	3.5 (5.8)	0.06 (0.06)	1.6 (1.7)
檜原 (バックグラウンド) (令和5年度平均)	<1 (<1)	0.41 (0.59)	<0.02 (<0.02)	3 (6)	0.4 (0.8)	0.06 (0.05)	1.3 (1.3)	
基準値等	指針値 25	指針値 6	* 4	指針値 140	—	* 0.8	指針値 40	
定量下限値	4	0.20	0.06	5	1.0	0.06	0.10	
検出下限値	1	0.06	0.02	2	0.3	0.02	0.03	

注1) 測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として、年平均値を計算した。

注2) 結果は、有効数字2桁で表示。ただし、下限値の桁までとした。

注3) 表中の 指針値 (環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

* 基準参考値 (U. S. EPA 発がん性のユニットリスク 10^{-5} レベルの換算値)

注4) 地域別等の平均値は、当該地域の全測定値の平均であるため、各地点の年平均値を平均したものとは異なる場合がある。

注5) 江戸川区春江町は、8月以降の江戸川区鹿骨の結果を含めた年平均値である。

(4) 揮発性有機化合物（優先取組物質以外）

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定地点 (局)		キシレン			エチル ベンゼン	スチレン	1,1- ジクロロエタン	四塩化 炭素
		m, p-キシレン	o-キシレン					
区 部 一 般	中央区 晴海	1.3	0.95	0.32	0.98	0.13	<0.02	0.64
	国設東京 新宿	1.5	1.1	0.36	1.1	0.15	<0.02	0.65
	目黒区 碑文谷	1.4	1.0	0.38	1.1	0.16	<0.02	0.64
	大田区 羽田	1.6	1.1	0.40	1.2	0.13	<0.02	0.63
	板橋区 氷川町	1.5	1.1	0.37	1.2	0.26	<0.02	0.63
	練馬区 石神井町	1.1	0.80	0.28	0.86	0.11	<0.02	0.64
	足立区 西新井	1.6	1.2	0.38	1.3	0.16	<0.02	0.63
	江戸川区 春江町	1.4	1.0	0.33	1.1	0.13	<0.02	0.63
	区部一般環境 平均 (令和5年度平均)	1.4 (1.5)	1.0 (1.1)	0.35 (0.41)	1.1 (1.4)	0.15 (0.13)	<0.02 (<0.03)	0.64 (0.60)
多 摩 部 一 般	八王子市 片倉町	0.86	0.61	0.25	0.76	0.09	<0.02	0.49
	八王子市 大楽寺町	0.85	0.59	0.25	0.68	0.06	<0.02	0.49
	小金井市 東町	1.2	0.92	0.31	0.89	0.16	<0.02	0.63
	東大和市 奈良橋	1.4	1.0	0.36	1.0	0.16	<0.02	0.62
	多摩部一般環境 平均 (令和5年度平均)	1.1 (1.2)	0.79 (0.88)	0.29 (0.34)	0.84 (1.1)	0.12 (0.11)	<0.02 (<0.03)	0.56 (0.54)
都一般環境 平均 (令和5年度平均)		1.3 (1.4)	0.96 (1.0)	0.33 (0.39)	1.0 (1.3)	0.14 (0.12)	<0.02 (<0.03)	0.61 (0.58)
沿 道	京葉道路 亀戸	1.4	1.0	0.33	1.1	0.12	<0.02	0.63
	環八通り 八幡山	1.3	0.93	0.32	0.92	0.10	<0.02	0.63
	沿道 平均 (令和5年度平均)	1.3 (1.6)	0.99 (1.2)	0.33 (0.45)	1.0 (1.4)	0.11 (0.13)	<0.02 (<0.03)	0.63 (0.61)
檜原 (バックグラウンド) (令和5年度平均)		0.36 (0.32)	0.25 (0.23)	0.10 (0.10)	0.28 (0.40)	0.06 (0.05)	<0.02 (<0.03)	0.64 (0.60)
基準値等		—	—	—	—	—	—	—
定量下限値		0.15	0.08	0.07	0.07	0.09	0.07	0.12
検出下限値		0.05	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.04

注1) 測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として、年平均値を計算した。

注2) 結果は、有効数字2桁で表示。ただし、下限値の桁までとした。

注3) 測定機器の変更等により、定量下限値及び検出下限値が、前年度とは異なる物質がある。

注4) 地域別等の平均値は、当該地域の全測定値の平均であるため、各地点の年平均値を平均したものと異なる場合がある。

注5) 江戸川区春江町は、8月以降の江戸川区鹿骨の結果を含めた年平均値である。

図5-1 2024(令和6)年度有害大気汚染物質(ベンゼン等28物質)調査結果

注1) 濃度の近い物質をまとめて示した。

注2) 検出下限未満の値は、検出下限値の1/2として、平均値を計算した。

注3) 図中〔 〕は、基準値等

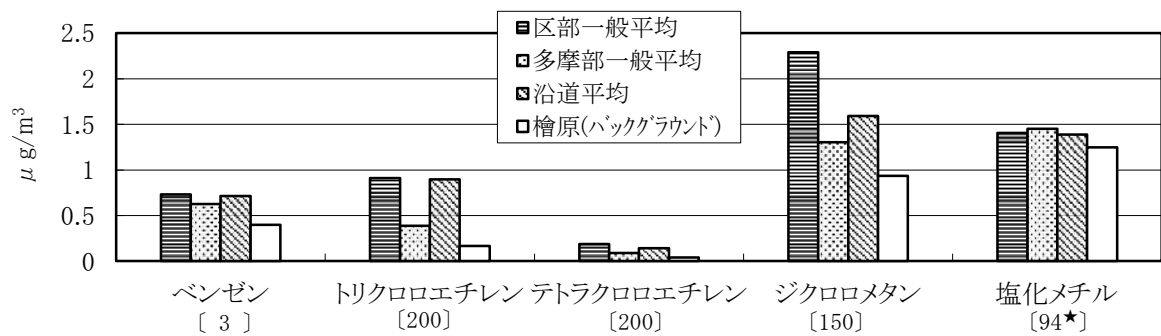
無印：環境基準値

★：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値

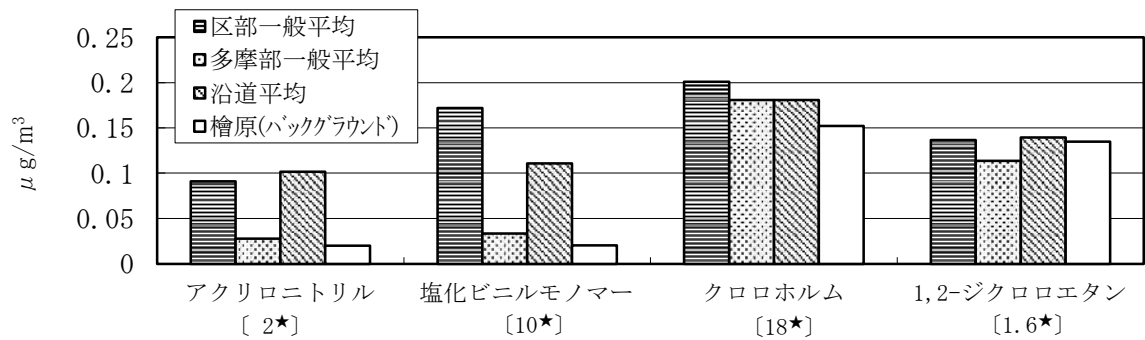
*：U.S. EPA発がん性 10^{-5} リスク濃度

**：WHO欧州地域事務局のガイドライン値

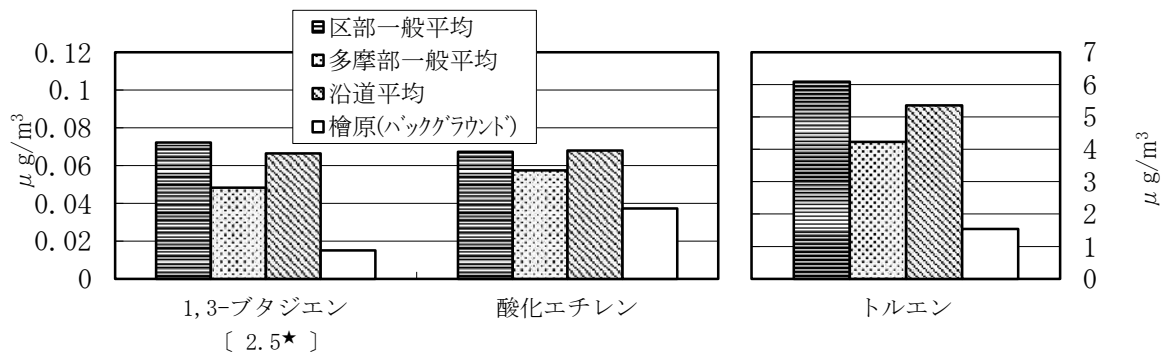
(1) 揮発性有機化合物 その1



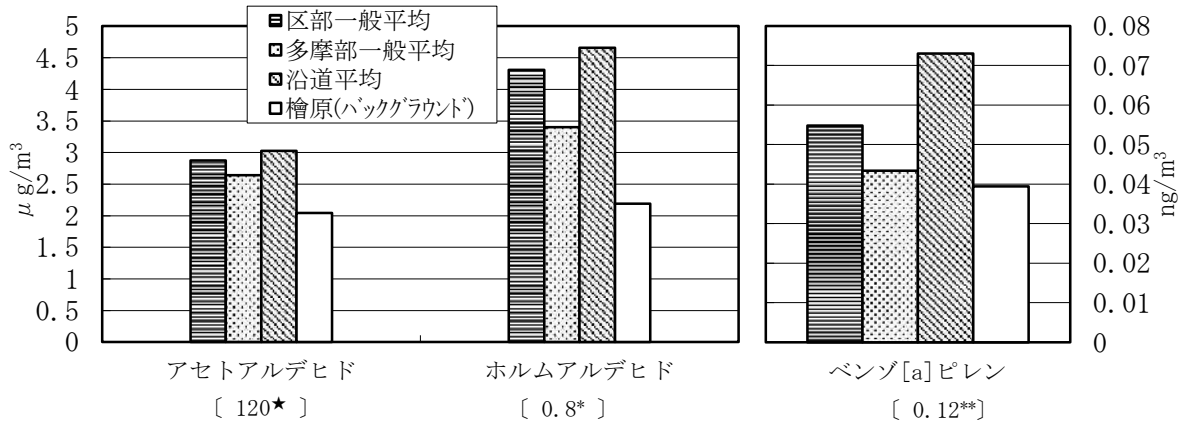
(2) 揮発性有機化合物 その2



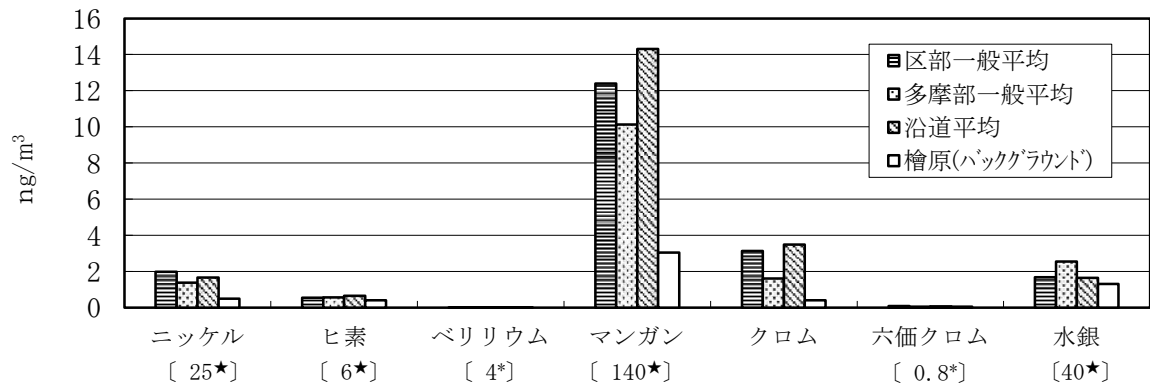
(3) 揮発性有機化合物 その3



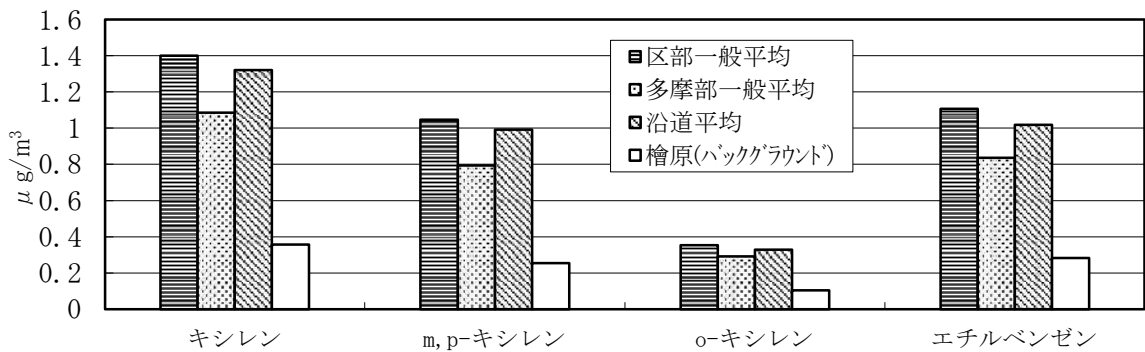
(4) アルデヒド類、ベンゾ[a]ピレン



(5) 重金属類、水銀



(6) 揮発性有機化合物 (優先取組物質以外 その1)



(7) 揮発性有機化合物 (優先取組物質以外 その2)

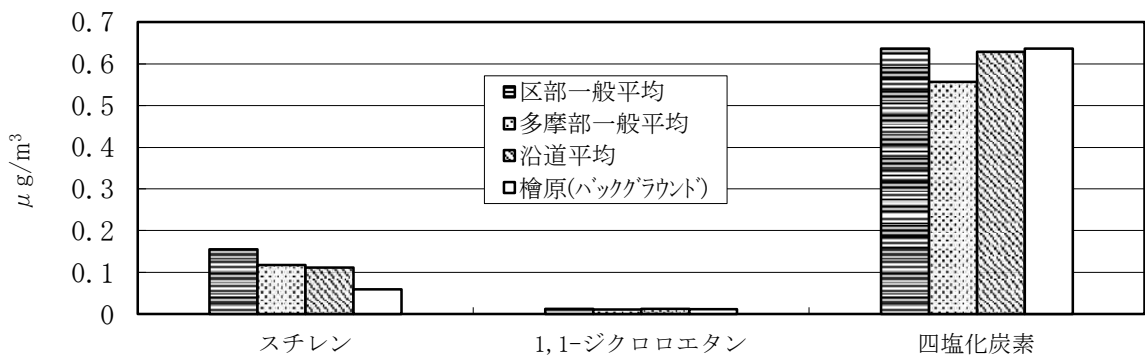
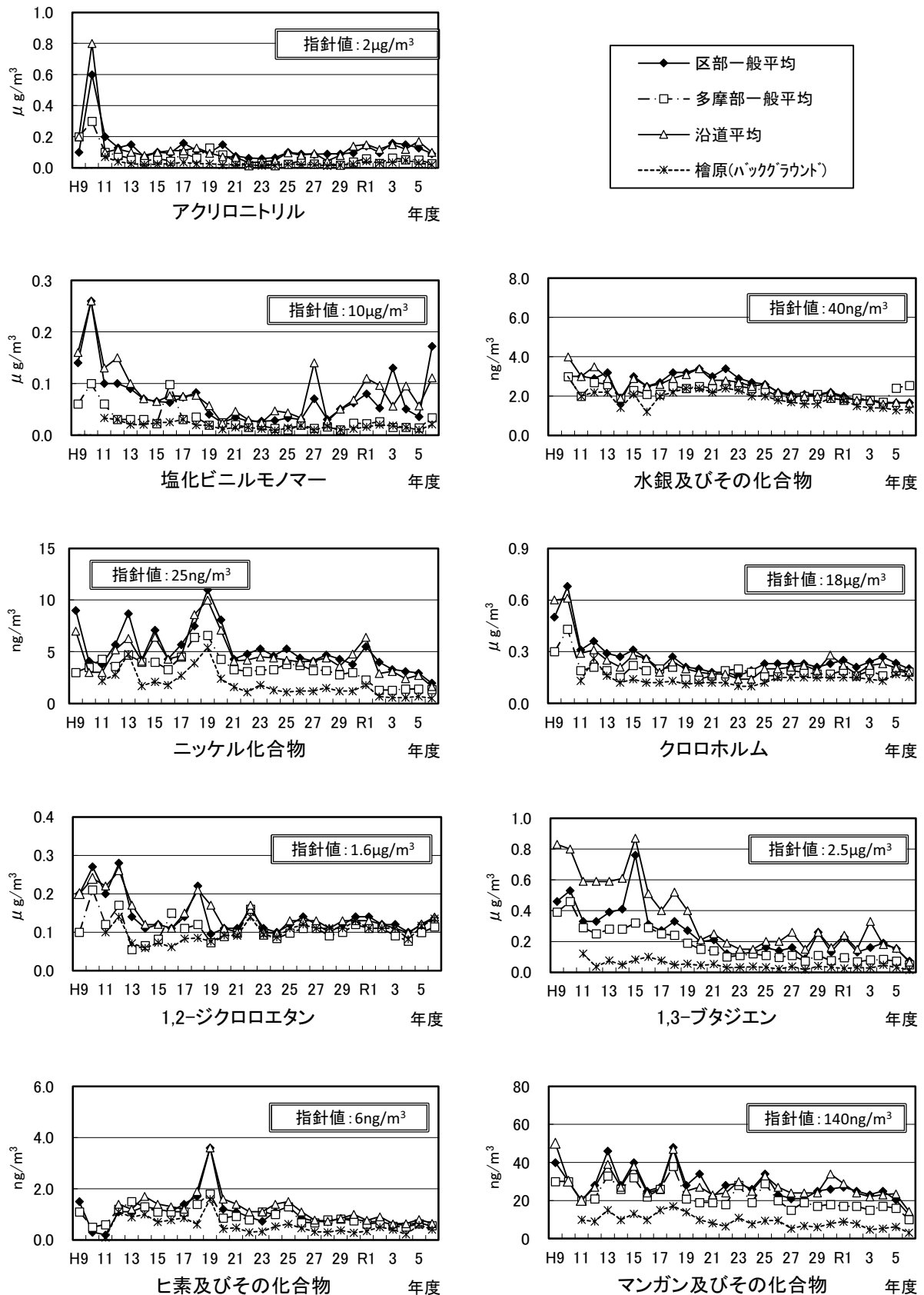
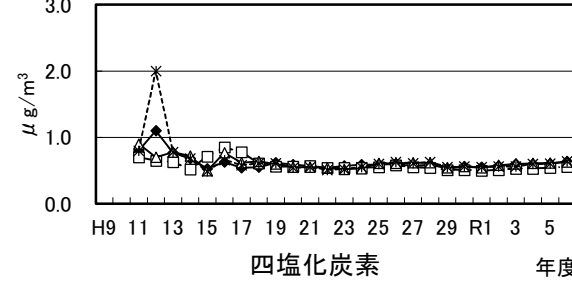
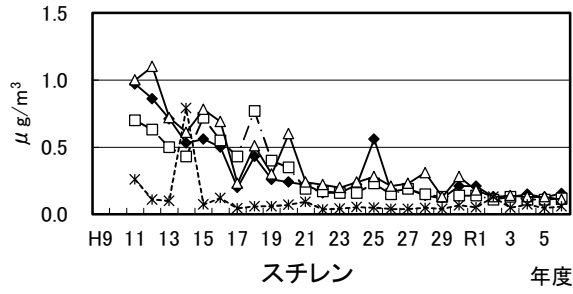
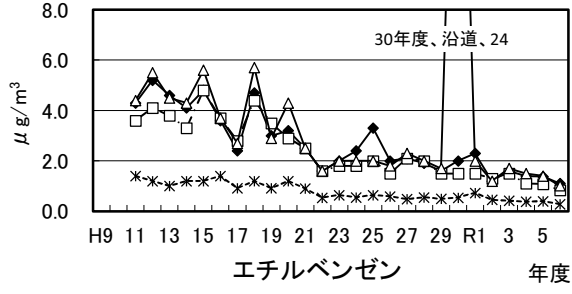
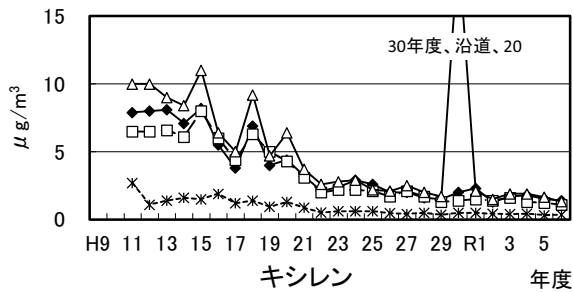
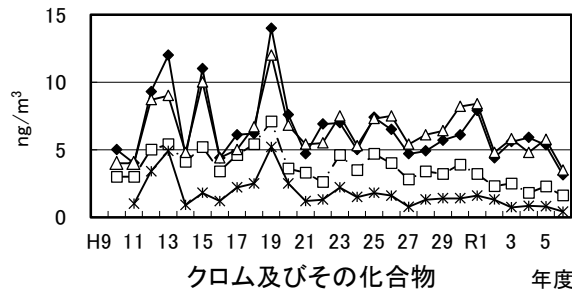
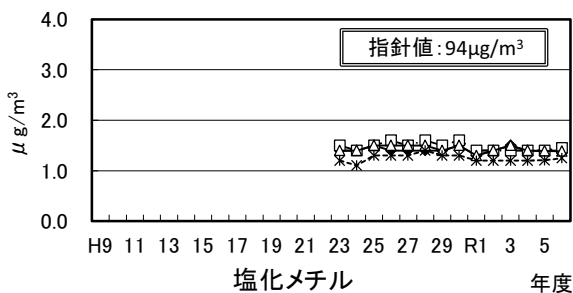
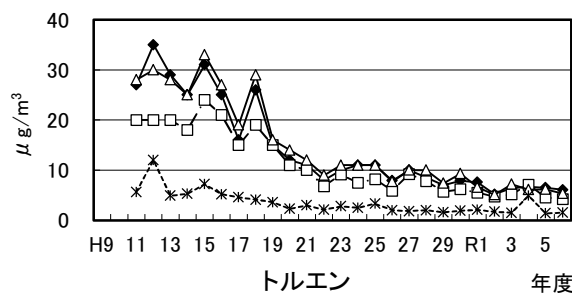
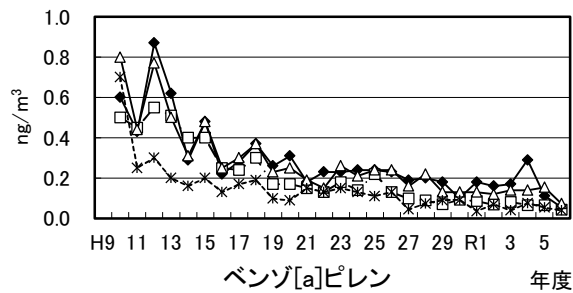
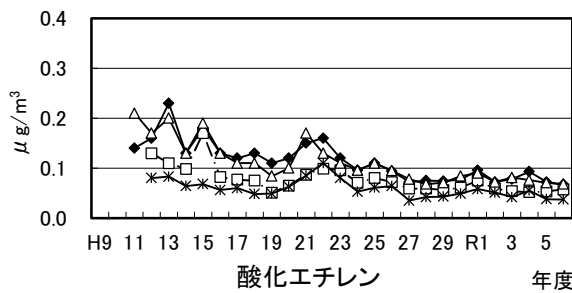
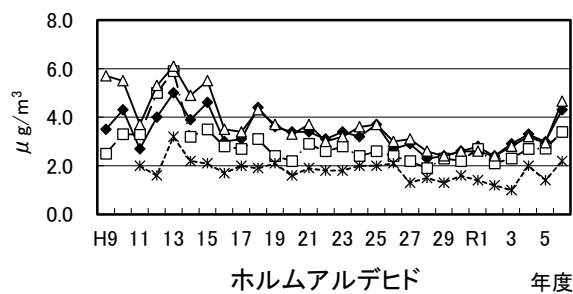
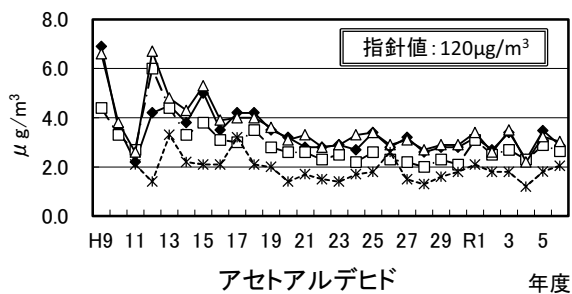


図5-6 物質別の経年変化(環境基準未設定項目)

- 注) ・環境基準設定項目は、本文中の図5-2から図5-5を参照
 ・定量下限値未満で推移している「ベリリウム」、「1,1-ジクロロエタン」については、図を掲載していない。
 ・2019(令和元)年度から測定を開始した六価クロム化合物については、図を掲載していない。





※平成30年度沿道のキシレンとエチルベンゼンは、周辺での塗装作業により、3月の京葉道路亀戸の濃度が高かった影響を受けている。

表5-2 地点別の主な物質間の単相関表（2024(令和6)年度・ベンゼン等）

		ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	トルエン	キシレン		ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	トルエン	キシレン
中央区晴海	ベンゼン	1						国設東京新宿	ベンゼン	1				
	トリクロロエチレン	0.601	1						トリクロロエチレン	0.700	1			
	テトラクロロエチレン	0.716	0.780	1					テトラクロロエチレン	0.727	0.644	1		
	ジクロロメタン	-0.191	0.044	-0.177	1				ジクロロメタン	0.882	0.914	0.784	1	
	トルエン	0.660	0.920	0.857	0.050	1			トルエン	0.713	0.932	0.608	0.884	1
	キシレン	0.772	0.837	0.972	-0.098	0.937	1		キシレン	0.746	0.816	0.679	0.865	0.899
目黒区碑文谷	ベンゼン	1						大田区羽田	ベンゼン	1				
	トリクロロエチレン	0.743	1						トリクロロエチレン	0.112	1			
	テトラクロロエチレン	0.574	0.730	1					テトラクロロエチレン	0.447	0.086	1		
	ジクロロメタン	0.772	0.968	0.682	1				ジクロロメタン	0.422	0.466	0.437	1	
	トルエン	0.635	0.962	0.640	0.920	1			トルエン	0.318	0.080	0.522	0.541	1
	キシレン	0.747	0.968	0.741	0.930	0.960	1		キシレン	0.617	0.144	0.805	0.674	0.792
板橋区氷川町	ベンゼン	1						練馬区石神井町	ベンゼン	1				
	トリクロロエチレン	0.871	1						トリクロロエチレン	0.765	1			
	テトラクロロエチレン	0.832	0.802	1					テトラクロロエチレン	0.789	0.847	1		
	ジクロロメタン	0.853	0.960	0.710	1				ジクロロメタン	0.781	0.877	0.813	1	
	トルエン	0.875	0.992	0.765	0.977	1			トルエン	0.807	0.928	0.874	0.903	1
	キシレン	0.906	0.969	0.886	0.890	0.954	1		キシレン	0.844	0.942	0.904	0.931	0.976
足立区西新井	ベンゼン	1						江戸川区春江町	ベンゼン	1				
	トリクロロエチレン	0.935	1						トリクロロエチレン	0.903	1			
	テトラクロロエチレン	0.650	0.672	1					テトラクロロエチレン	0.876	0.992	1		
	ジクロロメタン	0.159	0.191	-0.080	1				ジクロロメタン	0.851	0.926	0.923	1	
	トルエン	0.904	0.974	0.617	0.257	1			トルエン	0.832	0.962	0.952	0.958	1
	キシレン	0.923	0.980	0.648	0.211	0.989	1		キシレン	0.900	0.990	0.982	0.949	0.973
八王子市片倉町	ベンゼン	1						八王子市大楽寺町	ベンゼン	1				
	トリクロロエチレン	-0.038	1						トリクロロエチレン	0.011	1			
	テトラクロロエチレン	0.025	0.395	1					テトラクロロエチレン	0.326	0.052	1		
	ジクロロメタン	0.146	0.378	0.600	1				ジクロロメタン	0.091	0.648	-0.142	1	
	トルエン	0.501	0.624	0.608	0.663	1			トルエン	0.366	0.840	-0.026	0.757	1
	キシレン	0.611	0.392	0.507	0.675	0.870	1		キシレン	0.605	0.395	0.060	0.486	0.755
小金井市東町	ベンゼン	1						東大和市奈良橋	ベンゼン	1				
	トリクロロエチレン	-0.229	1						トリクロロエチレン	0.420	1			
	テトラクロロエチレン	-0.396	-0.028	1					テトラクロロエチレン	-0.129	0.127	1		
	ジクロロメタン	-0.205	0.555	-0.073	1				ジクロロメタン	0.097	0.592	0.479	1	
	トルエン	0.017	0.757	-0.521	0.545	1			トルエン	0.638	0.880	0.085	0.536	1
	キシレン	0.374	0.502	-0.384	0.621	0.504	1		キシレン	0.692	0.713	0.038	0.620	0.886
京葉道路亀戸	ベンゼン	1						環八通り八幡山	ベンゼン	1				
	トリクロロエチレン	0.810	1						トリクロロエチレン	0.014	1			
	テトラクロロエチレン	0.644	0.893	1					テトラクロロエチレン	0.360	0.616	1		
	ジクロロメタン	0.803	0.927	0.707	1				ジクロロメタン	0.282	0.474	0.504	1	
	トルエン	0.781	0.978	0.843	0.939	1			トルエン	0.010	0.799	0.311	0.227	1
	キシレン	0.815	0.987	0.880	0.934	0.978	1		キシレン	0.148	0.721	0.647	0.263	0.762
檜原	ベンゼン	1												
	トリクロロエチレン	-0.089	1											
	テトラクロロエチレン	0.477	0.506	1										
	ジクロロメタン	-0.089	0.790	0.621	1									
	トルエン	0.075	0.927	0.467	0.669	1								
	キシレン	0.240	0.567	0.612	0.532	0.712	1							

(注) 相関係数が
 0.6 以上のとき **太斜体、網掛け**
 0.8 以上のとき **太斜体下線、白抜き文字**
 ただし、同じ物質どうしの“1”は除く。

6 調査結果（ダイオキシン類）

本調査は、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づき 17 地点で実施した。

なお、2015(平成 27)年 4 月 1 日に八王子市が地方自治法に基づく中核市に移行したため、当該地域に関しては八王子市が所管することとなった。これに合わせて八王子市は従来の八王子市片倉町測定局に加え、八王子市大楽寺町測定局でも調査を行うこととした。

また、東京都においても 2015(平成 27)年度に調査地点の見直しを行い、中野区若宮局、荒川区南千住局及び武蔵野市関前局については 2015(平成 27)年度で、目黒区碑文谷局については 2016(平成 28)年度で終了することとなった。

2024(令和 6)年度の調査結果を 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性等量に換算した濃度（TEQ 濃度）で示すと、表 6-1 及び図 6 のとおりであり、全ての地点で大気環境基準*（年平均値 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）を達成している。

※ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI：人の体重 1 kg 当たり 4pg-TEQ ）に対応するダイオキシン類の大気環境基準として、年平均値 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ が定められている。

参考として、調査結果の詳細、採取日の気象状況及び採取時の粉じん量は第Ⅱ編資料に、調査開始以降の地点別の年平均値の推移は第Ⅲ編経年報に示した。

結果の概要

(1) 年平均値と環境基準の適合状況（表 6-1）

大気中のダイオキシン類の評価は、測定地点ごとの年平均値が「大気環境基準」（年平均値 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）に適合しているかどうかで実施することとなっている。

年平均値は、 $0.0030\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ （西多摩郡檜原局）から $0.014\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ （足立区西新井局）の範囲にあり、全 17 地点で環境基準を達成している。

(2) 測定値の季節変動（表 6-1）

各回の平均濃度（濃度範囲）は、春季（5 月）が $0.0070\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ （ $0.0040\sim 0.010\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）、夏季（9 月）が $0.011\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ （ $0.0029\sim 0.019\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）、秋季（11 月）が $0.0095\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ （ $0.0022\sim 0.014\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）、冬季（2 月）が $0.0066\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ （ $0.0020\sim 0.016\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）であった。近年ダイオキシン濃度は低いレベルを推移しており、季節変動も小さくなる傾向である。

(3) 大気環境濃度等の経年変化（図 6、表 6-2）

都内のダイオキシン類大気環境濃度（年平均値）の経年変化をみると、調査開始時から急激に改善され、近年は緩やかな減少傾向が続いている。2024（令和 6）年度に測定した都内 17 地点の平均値は $0.0084\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ で、環境基準値 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ の約 71 分の 1 であり、1998（平成 10）年度における都内 20 地点の平均値 $0.36\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ の約 43 分の 1 であった。

また、発生源からのダイオキシン類総排出量の推計値は $0.84\text{g-TEQ}/\text{年}$ であった（2023（令和 5）年度は $0.83\text{g-TEQ}/\text{年}$ ）。ダイオキシン類対策特別措置法施行前の 1998（平成 10）年度の推計総排出量 $62\text{g-TEQ}/\text{年}$ に比べ、約 73 分の 1 となっている。

(4) その他

東京都の調査（保健医療局）によると、一般的な生活環境から都民の体に取り込まれるダイオキシン類の量は、一日体重 1 kg 当たり平均 0.28pg-TEQ （2024（令和 6 年度））と推定

され、その 99%は食物から摂取している。

[参考] 一般的な生活環境からのダイオキシン類ばく露状況の推移 (単位: pg-TEQ/kg・bw/day)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009*	2010	2011*
総ばく露量 (平均)	2.04	1.72	1.15	1.42	1.39	1.15	1.21	1.13	1.07	1.17	1.17	0.70	0.70
年度	2012	2013*	2014	2015*	2016	2017*	2018	2019*	2020	2021*	2022	2023*	2024
総ばく露量 (平均)	0.76	0.76	0.52	0.52	0.51	0.50	0.56	0.56	0.41	0.41	0.44	0.44	0.28

- ・ 東京都保健医療局公表資料 (都民の化学物質等摂取状況の調査結果について)
- ・ 毒性等量の換算には WHO-TEF (2006) を使用
- ・ * : 食物データのみ前年度の結果を使用して試算 (2009 (平成 21) 年度以降、調査は隔年実施)

表6-1

環境大気中のダイオキシン類調査結果

(単位:pg-TEQ/m³)

地点 番号	2024(令和6)年度結果						2023 (令和5)年度	2022 (令和4)年度
	調査地点	5月15日 ~5月22日	9月6日 ~9月13日	11月13日 ~11月20日	2月6日 ~2月13日	平均	平均	平均
1	中央区晴海局	0.010	0.011	0.012	0.0066	0.0099	0.014	0.017
2	大田区東糀谷局注4)	0.0098	0.010	0.0090	0.0056	0.0086	0.038	0.014
3	世田谷区世田谷局	0.0094	0.0077	0.014	0.0083	0.0099	0.016	0.012
4	板橋区氷川町局	0.0066	0.013	0.0094	0.0070	0.0090	0.012	0.016
5	練馬区石神井町局	0.0049	0.0076	0.0072	0.0034	0.0058	0.011	0.012
6	足立区西新井局	0.010	0.018	0.013	0.016	0.014	0.018	0.019
7	葛飾区鎌倉	0.010	0.019	0.014	0.0098	0.013	0.013	0.021
8	江戸川区春江町局	0.0098	0.015	0.012	0.0084	0.011	0.018	0.018
9	八王子市片倉町局	0.0050	0.0064	0.0069	0.0050	0.0058	0.0088	0.0094
10	八王子市大楽寺町局	0.0062	0.0070	0.0060	0.0048	0.0060	0.0077	0.0073
11	立川市錦町	0.0040	0.019	0.0086	0.0048	0.0091	0.0067	0.0091
12	町田市大蔵町注4)	0.0046	0.0080	0.014	0.0043	0.0077	0.0071	0.0092
13	小金井市東町局	0.0066	0.0077	0.0080	0.0067	0.0073	0.0064	0.015
14	福生市本町局注5)	0.0055	0.0078	0.0073	0.0053	0.0065	0.0056	0.0080
15	東大和市奈良橋局	0.0049	0.0085	0.0074	0.0049	0.0064	0.0071	0.0095
16	清瀬市下宿	0.0062	0.013	0.011	0.0088	0.0098	0.011	0.013
17	西多摩郡檜原局	0.0050	0.0029	0.0022	0.0020	0.0030	0.0036	0.011
	平均	0.0070	0.011	0.0095	0.0066	0.0084	0.012	0.013
	最大	0.010	0.019	0.014	0.016	0.014	0.038	0.021
	最小	0.0040	0.0029	0.0022	0.0020	0.0030	0.0036	0.0073

備考: 注1) 毒性等価係数: WHO-TEF 2006。

注2) TEQを換算する際に、分析値が検出下限未満のものについては[検出下限×1/2]として扱った。

注3) 測定地点毎の年平均値に対する最大、最小を年平均値欄の下方に示した。

注4) 令和6年度より、②大田区東糀谷局、⑫町田市大蔵町は調査地点を移転した。

注5) ⑭福生市本町庁局のある福生市役所で冬季調査期間と庁舎の工事が被ったため調査を2月13日から2月20日で行った。

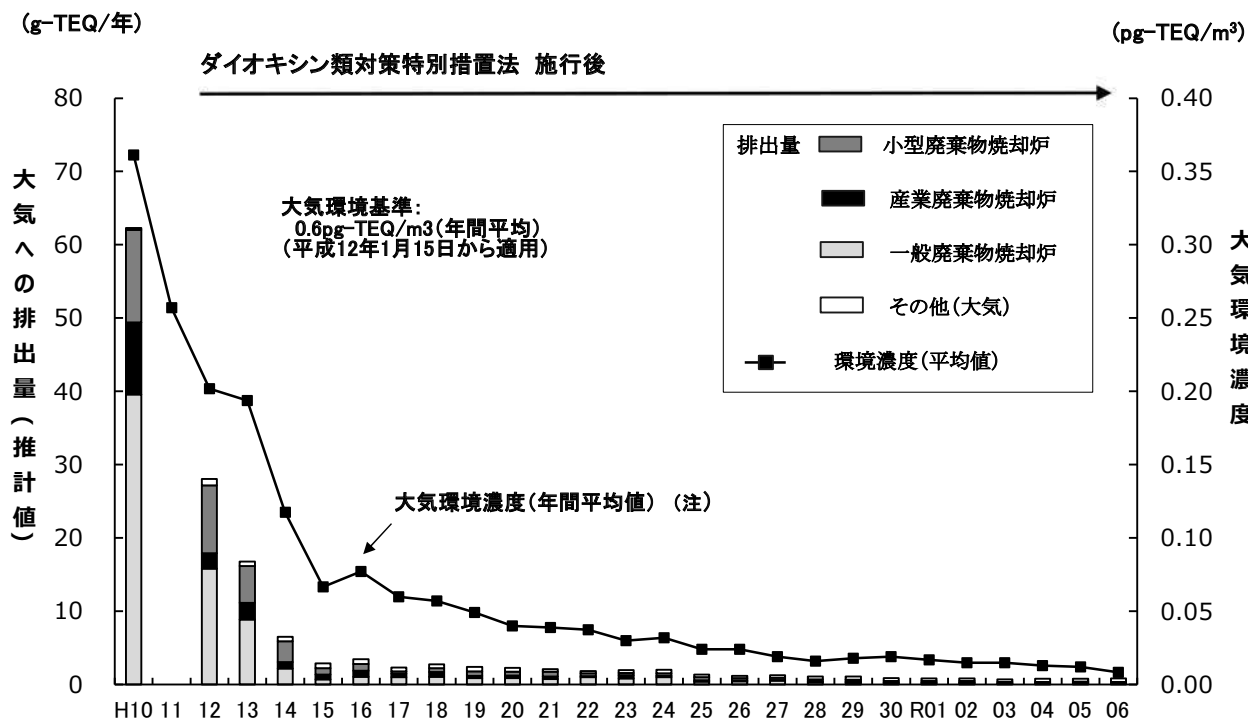


図6 ダイオキシン類の大気への排出量(推計値)及び大気環境濃度の推移

(注)大気環境濃度平均は、当該年度に調査している地点の年平均濃度

* 平成10年の大気への排出量(推計値)は大気基準適用施設のみ合計

表6-2 ダイオキシン類排出量(推計値)の推移

排出量 ^(注1)	年度	1998 平成10 年度	2017 平成29 年度	2018 平成30 年度	2019 令和元 年度	2020 令和2 年度	2021 令和3 年度	2022 令和4 年度	2023 令和5 年度	2024 (令和6)年度	
										排出量 (g-TEQ /年)	構成比(%)
大気への排出量		62	1.1	0.91	0.86	0.86	0.73	0.81	0.83	0.84	100.0
廃棄物焼却炉		62	0.68	0.50	0.48	0.48	0.36	0.38	0.44	0.38	45.2
一般廃棄物焼却炉		40	0.28	0.18	0.18	0.18	0.10	0.11	0.19	0.16	19.0
産業廃棄物焼却炉		9.9	0.16	0.10	0.08	0.08	0.08	0.12	0.08	0.07	8.3
小型廃棄物焼却炉等 ^(注2)		13	0.24	0.22	0.22	0.22	0.18	0.15	0.16	0.15	17.9
製鋼用電気炉		0.28	0.08	0.08	0.03	0.03	0.02	0.08	0.02	0.07	8.3
火葬場		—	0.29	0.28	0.30	0.30	0.30	0.30	0.32	0.34	40.5
自動車排ガス		—	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	6.0
(参考)水域への排出量 ^(注3)		—	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	0.1
廃棄物焼却炉関連施設		—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
下水道終末処理施設		—	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	0.1
合計 ^(注4)		62	1.1	0.91	0.87	0.87	0.74	0.82	0.83	0.84	100.0

(注1) 令和7年12月現在の集計値。過去の集計値も確定値に修正した。

(注2) 施設規模が200kg/h未満の焼却炉(自家用を含む。)及びし尿処理施設汚泥処理炉等

(注3) 廃棄物焼却炉関連施設、下水道終末処理施設を有する事業場について、当該施設を含む事業場全体からの排出量

(注4) 数字の丸め方により、各項目を合算しても合計と合わない場合がある。